

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験とは、以下のいずれかに該当するものとする。

- ①第1号及び第2号の期間が通算して5年以上であること
- ②第3号の期間が通算して10年以上であること
- ③第1号から第3号までに期間が通算して3年以上かつ第4号の期間が通算して5年以上であること

第1号

次の①から⑦に掲げる者が、**相談支援の業務**(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)に従事した期間

①

- ・地域生活支援事業(法第77条第1項及び第78条第1項)の従事者
- ・障害児相談支援事業(法附則第26条の規定による改正前の児童福祉法第6条の2第1項)の従事者
- ・身体障害者相談支援事業(法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項)の従事者
- ・知的障害者相談支援事業(法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第4条)の従事者

②

- ・児童相談所(児童福祉法第12条第1項)の従業者
- ・身体障害者更生相談所(身体障害者福祉法第11条第2項)の従業者
- ・精神障害者社会復帰施設(法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項)の従業者
- ・知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法第12条第2項)の従業者
- ・福祉に関する事務所(社会福祉法第14条第1項)の従業者
- ・発達障害者支援センター(発達障害者支援法第14条第1項)の従業者

③

- ・障害者支援施設
- ・障害児入所施設
- ・老人福祉施設(老人福祉法第5条の3)の従業者
- ・精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項)の従業者
- ・救護施設及び更生施設(生活保護法第38条第2項、第3項)の従業者
- ・介護老人保健施設(介護保険法第8条第25項)の従業者
- ・地域包括支援センター(介護保険法第115条の39第1項)の従業者

④

- ・障害者職業センター(障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項)の従事者
- ・障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項)の従事者

⑤

- ・特別支援学校の従業者

⑥

・病院若しくは診療所(健康保険法第 63 条第 3 項)の従事者(社会福祉主事任用資格者及び訪問介護員 2 級以上に相当する研修の修了者(以下、「社会福祉主事任用資格者等」という。)並びに第4号掲げる資格を有している者、第1号の①から⑤に掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る。)

⑦

・その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者

第2号

次の①から⑥に掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等、保育士及び児童指導員任用資格者(以下「児童指導員任用資格者等」という。)並びに精神障害者社会復帰指導員任用資格者が、**直接支援の業務**(身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練又は職業教育に係る業務)に従事した期間

①

・障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設の従業者
・病院又は診療所の病室であつて療養病床(医療法第 7 条第 2 項第 4 号)に係る従業者

②

・障害福祉サービス事業の従事者
・障害児通所支援事業(児童福祉法第 6 条の 2 第 1 項)の従業者
・老人居宅介護等事業(老人福祉法第 5 条の 2 第 2 項)の従事者

③

・病院若しくは診療所又は薬局(健康保険法第 63 条第 3 項)の従事者
・訪問看護事業所(健康保険法第 89 条第 1 項)の従業者

④

・特例子会社(障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条第 1 項)の従業者
・障害者の雇用の促進等に関する法律第 49 条第 1 項第 6 号に規定する助成金の支給を受けた事業所の従業者

⑤

・特別支援学校の従業者

⑥

・その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者

第3号

第2号①から⑥に掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等、児童指導員任用資格者等又は精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者でない者が、直接支援の業務に従事した期間

第4号

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

注)ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。